

無償資金協力に係る事後評価票

(注)本案件は外務省評価案件です。

本評価票は外務省のホームページにて公開されている2005年度の無償資金協力におけるプロジェクト・レベル事後評価報告書(平成17年度)に掲載されている個別事後評価です。

担当公館名：在ラオス日本国大使館	
国名：ラオス人民民主共和国	案件名：第2次国道13号線橋梁改修計画
E／N署名日：1998年5月15日	供与限度額：57.23億円
先方実施機関：交通運輸郵政建設省交通局	完工日：2001年2月3日
他の関連協力：第1次国道13号線橋梁改修計画、アジア開発銀行（ADB）の融資による国道13号線改修計画等	
1. 案件の目的	<p>ラオスを南北に貫く大動脈であり、沿線にサバナケット及びパクセーというラオス第2、第3の都市を縦貫する国道13号線は、ラオスの経済開発にとって大きな重要性を有するのみならず、保健・衛生、教育といった社会生活基盤の整備上、同国道の整備は喫緊の課題である。また、タイ、ベトナム及びカンボジアといった隣国との接続道路としても、同国道は将来更に重要性を増すことが予想される。一方で、同国道上の橋梁は、損傷が見られ、ラオスが経済開発を進める上で、阻害要因になることが懸念されていた。</p> <p>このため、本計画は、ラオスの中・南部地域一帯の経済開発や地域社会の社会生活基盤整備に貢献する、同国道上の橋梁を永久橋に架け替え、円滑な交通を確保することを目的とする。</p>
2. 案件の内容	<p>先行計画である第1次国道13号線橋梁改修計画（26橋建設）に続き、第2段階として51橋を建設。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第1期：タケクーセノ北部間約40Km区間の11橋の架け替え及び取り付け道路改修 ○第2期：セノ北部—パクセー間約300Km区間の40橋の架け替え及び取り付け道路改修
3. 案件の妥当性	<p>全般的評価：A</p> <p>詳細評価：本計画は、わが国の対ラオス援助の重点分野の一つであるインフラ整備に合致すると共に、ラオス政府が策定した1995年—2000年の交通インフラ整備計画中、「国道13号線の国際標準舗装による開通（南北幹線の完成）」との方針にも沿ったものである。また、今回調査を行った現地関係者（本件橋梁を改修した4つの県の県担当部局、郡庁、周辺住民）からは、橋が出来るまでの状況に比し、交通の円滑化のみならず、沿線地域の電化の促進等、地域開発にも本件計画が大きく寄与したとして、一様に高く評価しており、現地のニーズにも合致しているものと考える。</p>
4. 施設／機材の適切性・効率性	<p>全般的評価：A</p> <p>詳細評価：施設の選択・投入の適切性・効率性は、上記3. 及び下記5. の通り、適切かつ効率的であると考える。</p>

5. 効果の発現状況（有効性）	<p>全般的評価：A 詳細評価：</p> <p>本件において想定される効果である①重量車両の通行が可能になること及び②雨期においても冠水せず、円滑な交通が確保されることを通じ、経済活動の麻痺が回避されることの2点については、今次調査を通じ、十分達成されていると判断出来る（なお、地域開発の促進に対する効果については、下記6. インパクトの項で扱う。）。</p>
6. インパクト（波及効果）	<p>全般的評価：B 詳細評価：</p> <p>（1）今次調査を通じ、面談者が一様に述べていたことは、本件計画が電化の促進や沿線の人口増、村の収入増など地域開発に寄与していること、及びかかる地域開発の進展に伴い、小学校建設などの社会生活基盤が徐々に整備されてきているとの点であった。また焼き畑を止め国道13号線沿線に移住し水田を営む住民が出て来ているとの指摘もあったことから、本件計画により、交通の円滑化との効果に加え、ある程度の波及効果が発現しているものと判断出来る。他方、地域開発に対する本件計画による波及効果は、農村開発や国道13号線へアクセスする地方道の整備などが実施されることにより、一層高まるものであるが、現状ではかかる方策が十分に採られているとはいえない。</p> <p>（2）また、今次調査により明らかになった点として、交通の円滑化により、高速で運転する車両が増加し、それに伴い交通事故が増加しているとの事例があり、この点は負のインパクトといえる。</p>
7. 自立発展性・さらなる改善の余地 (改善の余地がある点については以下に記入)	<p>全般的評価：B－ 詳細評価：</p> <p>（1）橋の維持管理は、橋の清掃等日常的な業務は、村が県乃至郡と契約を結び実施している他、6ヶ月毎に路面のアスファルトのチェックを行っている。維持管理用の予算は、ラオス全国各地の橋・道路の通行料及びスピード違反や重量制限違反からの罰金が通信運輸郵政建設省に集められ、各県からの事業計画・実績に基づき同省より各県に配布される予算を活用している。また、簡単な修理であれば村が郡と協力して行い、より複雑な修理であれば、県から通信運輸郵政建設省に要請するとの体制をとっている。</p> <p>（2）また、今回の調査において、通信運輸郵政建設省交通局、各県・郡担当部局それぞれから一様に、橋と道路の接合部分に段差が出来るとの問題（道路部分が沈む）が提起された。かかる問題は、橋の保証期間である2003年までは、施工業者が修理を行っていたため表面には出なかったが、保証期間終了後、昨年からかかる段差が発生したため、各県の予算を活用し、自発的に修理を行っていることである。今回の視察時にも、つい最近修理した跡（段差を埋めるためにアスファルトを敷き足す）が多数見受けられた。各県・郡の担当者によれば、かかる問題が発生する橋の方が、問題の起きない橋よりも多いとのことである。</p> <p>（3）なお、本計画の調査報告書では、維持管理体制としてエンジニア2名、点</p>

	検係・記録係・運転手 12 名 (3 人 × 4 組)、点検車両 4 台及び記録保存係 1 名からなる日常点検担当班を各県内に創設し、また維持管理費用として年間 33,850 ドル、日常点検・定期点検・運営費として年間 30,000 ドルが必要との提案がなされているが、現状ではラオス側は、既存のリソースを活かす形で、住民参加型の維持管理を行っている。
(1) 対応方針	上記(2)に関し、原因の追及を行い、フォローアップ事業の実施、乃至同事業実施を前提とした、問題点把握のための巡回指導調査員の派遣等を検討することが適当。
(2) 対応方針理由	かかる問題を放置することは、わが国支援に対する信頼性を損なうことになるのみならず、ラオス側の貴重な開発資金（ラオス側の説明によれば、維持管理用の予算は、節約により農道等の整備に転用出来る）をいたずらに浪費させることになる。
8. 広報効果（ビジビリティ）	全般的評価：B 詳細評価：本件計画は、政府関係者のみならず、地域住民まで広く認知されているが、計画完了から 4 年以上が経過している現状では、日常的に広報手段が採られている訳ではない。
9. 被援助国による評価	今次調査により面談を行った通信運輸郵政建設省、県・郡関係者、橋周辺の村人より聴取した結果、上述のごとく交通の円滑化といった直接的効果に加え、地域の振興に大きく貢献した旨説明があるなど、本件は一様に高い評価を得ている。また、かかる関係者からは、須くわが国支援に対する感謝の意が表されており、地方の一般住民にまで、わが国に対する友好的感情を醸成する上で、大きな効果があったものと考える。
10. 提言・教訓	<p>(1) 基本設計及び同調査報告書にまつわる問題点</p> <p>(イ) 無償資金協力案件の計画段階から、費用削減及び現地作業員への技術移転の観点に一層配慮すべきである。そのための一つの方策として、建設機械の調達先については、最も低コストで調達出来るものとし、現地の人材を活用することもより積極的に考慮すべきである。</p> <p>(ロ) 維持管理体制に関する提言に関し、より現地の事情に即した現実的な提案とすべきである。実際にラオス側が行っているように、住民参加型の維持管理体制などにつき、考慮すべきである。</p> <p>(ハ) 調査報告書における、想定される援助効果の記載部分につき、将来無償案件に関するプロジェクト毎の評価が本格的に実施される際には、かかる記載部分が評価の基準ともなることから、より精緻な記述とするべきである。例えば案件毎に記載の内容がまちまちとならないよう、一定のフォーマットや指針などを作成し、報告書を作成する関係者に予め示しておく等の方策が検討されるべきである。</p> <p>(2) 他の案件実施上の留意点</p> <p>(イ) 本件計画による援助効果は、上述の通り概ね達成されているものと考えるが、本件国道 13 号線橋梁改修の効果をさらに高めるとともに、ラオスの経済開</p>

	<p>発や貧困削減を一層推し進めるため、整備が進んでいる幹線道路に接続し、地方開発に資する地方道の整備が重要である。現状では、かかる地方道の整備が進んでいないため、本件計画の裨益効果も、橋梁の改修を行った国道13号線沿線では顕著であるものの、周辺地域への効果は限定的といえる。</p> <p>(口) 今後、他の案件実施につき検討を進めるに当たっても、わが国支援の一貫性を確保するとともに、わが国支援による資産を最大限利用するとの観点に焦点をおき、過去の案件との間で相乗効果を生むような支援のあり方を模索すべきである。</p>
11. その他	